

上市町空き店舗活用等
地域活性化事業費補助金
申請要領

上市町産業課商工観光班

1 目的

空き店舗等の解消による安全安心な住環境の確保及び買物弱者の買物利便性の維持向上を図るため。

【空き店舗等】

現に3月以上営業の用に供されていない店舗、事務所、倉庫その他事業活動用の施設又は現に人が居住せず、若しくは使用していない状態にある建築物

【買物弱者】

交通手段の確保が困難であって、日常の買物を行うことに支障が生じている一人暮らしの高齢者等をいう。

2 補助対象者

✓	要件
	町内に事業所を有し、又は有することが明らかであると町長が認める者
	町税を滞納していない者（法人にあっては、当該法人の代表権を有する者が町税を滞納していない場合を含む。）
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員でない者
	上市町商工会の会員である者
	この要綱による補助金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていない者
	上市町創業支援事業費補助金交付要綱（平成28年度上市町告示第24号）、上市町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱（令和3年上市町告示第84号）その他町が実施する他の制度による補助金の適用を受けない者

3 補助対象事業

✓	要件
	次のいずれかに該当する場合
	・空き店舗活用事業 上市町商工会が認定した事業計画に基づき、空き店舗等を活用した小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する事業の出店（ただし、空き店舗等へ出店したことにより、町内にある既存の店舗を空き店舗とする場合を除く。）
	・買物支援事業 買物弱者を対象とした買物代行、買物同行、買物バス、宅配、移動販売その他の買物支援サービス事業

	許認可等を必要する業種にあつては、許認可等を受けていること。
	補助金の申請年度の末日までに補助事業を完了すること。
	次に掲げる事業に該当しないこと。
	・中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 11 条第 1 項に規定する特定連鎖化事業に加盟して行う事業
	・宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体が経営する事業
	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項に規定する事業

4. 補助金額

○空き店舗活用事業

補助対象経費	補助対象年度又は補助対象期間	補助金額及び補助限度額
店舗等の取得費、改修費	交付決定日の属する年度	補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額とし、50 万円を限度とする。
備品購入費		
店舗等の賃借料	交付決定日の属する月から 12 か月	補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額とし、月額 3 万円を限度とする。

○買物支援事業

補助対象経費	補助対象年度	補助金額及び補助限度額
備品購入費	交付決定日の属する年度	補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額とし、50 万円を限度とする。ただし、加算は行わない。

- ・算出した額に 1,000 円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額とします。
- ・国その他の機関から補助等（以下「国補助等」という。）を受けたものがある場合は、当該補助対象経費から当該国補助等の額を除いてください。

店舗等の取得費、改修費及び備品購入費の補助限度額の加算

加算要件	加算額	限度額
対象経費全て町内業者を利用した場合	20 万円	50 万円
指定地域に出店した場合	20 万円	

個人事業主で事業完了までに上市町に住所を有する場合、又は法人で事業完了までに上市町に本店の所在地を有する場合	20万円	
飲食業の場合	10万円	

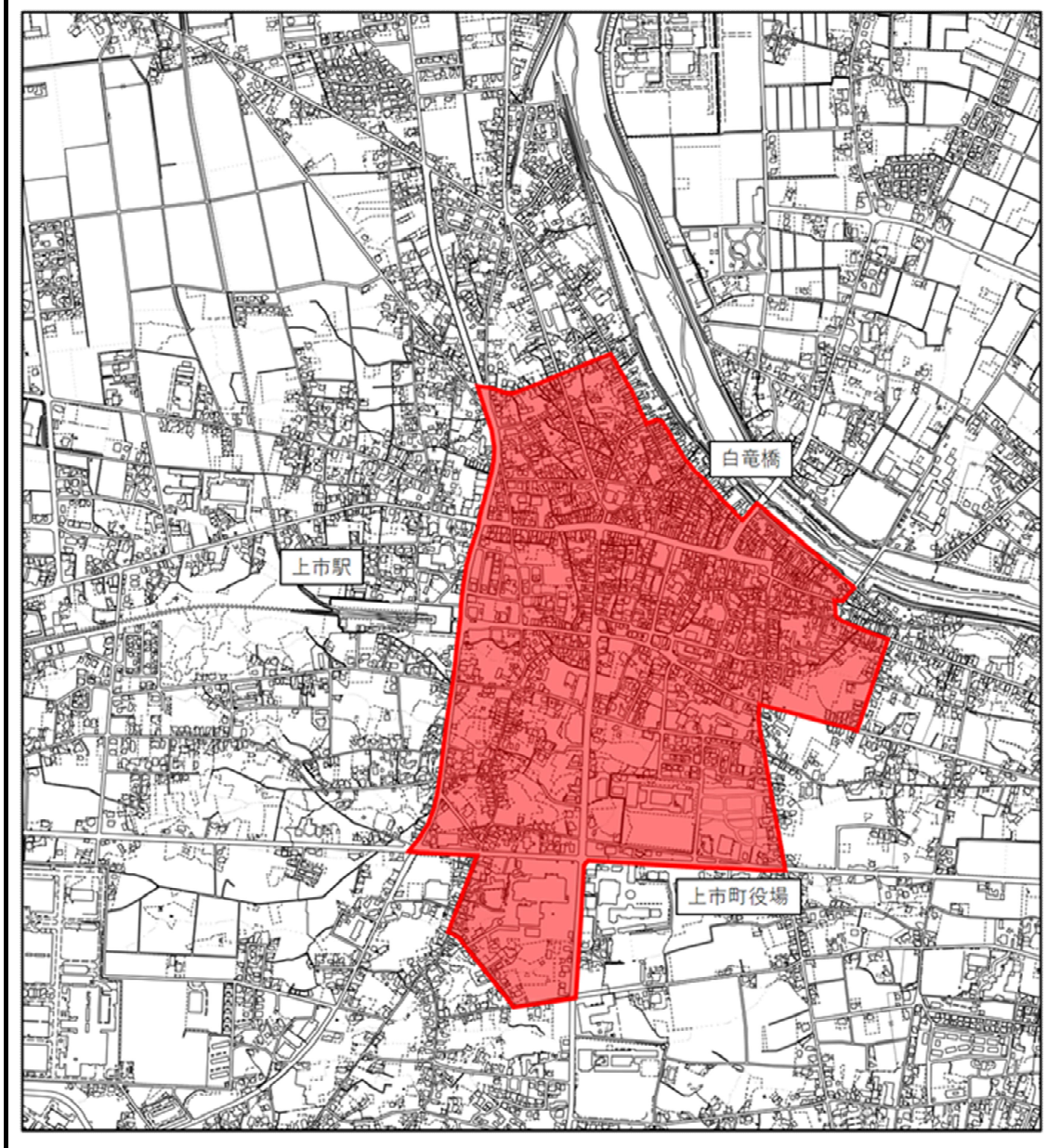
例) 補助対象経費 330万円の場合

対象経費 330万円 ÷ 3 = 110万円 上限到達により補助金額 50万円

⇒ 指定地域に出店した場合 補助限度額が 20万円加算されるため、補助金額 70万円

【指定地域とは】

以下の区画内の部分及び接する部分



5. 補助対象経費

経費の区分	内容
店舗等の取得費、改修費	<p>店舗等の取得費、外装工事・内装工事等の改修費</p> <p>住居兼店舗については、店舗専有部分に係るもののみ。間仕切り等により物理的に住居地等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。</p> <p>【対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計費 ・土地の取得費
備品購入費	<p>取得価格が10万円（税込）以上のもの。</p> <p>【対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品 ・汎用性が高く目的外使用になりえるもの 例) 自転車、パソコン、事務用プリンター、タブレット端末 ・中古品購入費 ・車両購入費
店舗等の賃借料	<p>店舗等の賃借料</p> <p>※住居兼店舗の場合は、店舗専用部分に係る賃借料のみ</p> <p>【対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗等の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金、駐車場代、光熱水費等、共益費 ・店舗等の借入に伴う仲介手数料 ・火災保険料・地震保険料 ・申請者本人又は三親等以内の親族が所有する店舗等の借入費

【その他対象外経費】

- ・交付決定前に発注、契約している経費
- ・ポイントを利用して支払った経費
- ・開業していない個人からの購入やオークションによる購入
- ・展示・インテリアを目的とした美術品や骨とう品等の購入

- ・金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等

6. 交付申請提出書類

次の書類を上市町役場産業課商工観光班（役場3階）へ持参してください。

	✓	提出書類
共通		事業計画書（様式第2号）
		収支予算書（様式第3号）
		事業認定書の写し（空き店舗等活用事業の場合）
		資格を証する書類の写し（開業に際して法令に基づく資格が必要で、既に資格を有する場合に限る。）
		町税納税証明書（町内に住所又は所在地を有する場合に限る。）
		店舗の取得、改修等に係る図面及び見積書その他経費の内訳がわかる書類（補助対象経費が店舗等の取得費、改修費又は備品購入費の場合に限る。）
		賃貸借契約書等の写し（補助対象経費が店舗等の賃借料の場合に限る。）
		店舗位置図、平面図及び店舗の写真
		その他町長が必要と認める書類
個人		履歴書
		税務署へ提出した個人事業の開業届の写し（既に開業している場合に限る。）
法人		定款又は規約等の写し

7. 申請までの流れ

1. 相談・交付概要の説明 (申請者・上市町役場産業課(※以下、「上市町」とする))

↓

2. 相談 (申請者・上市町商工会(※以下、「商工会」とする))

↓

3. 事業計画書・収支予算書等の作成、商工会への計画相談等 (申請者・商工会)

↓

4. 補助金交付申請書提出 (申請者→上市町)

↓ 審査 (約2週間)

5. 補助金交付決定 (上市町→申請者)

↓

(5'. 補助金事業費補助金概算払い請求 (申請者→上市町) ※希望する場合のみ)

↓

6. 着工

↓

7. 補助金実績報告書の提出 (申請者→上市町)

↓ 審査

8. 補助金交付額の確定通知 (上市町→申請者)

↓

9. 補助金請求書の提出 (30日以内) (申請者→上市町)、補助金支払 (上市町→申請者)

8. 募集期間

12月中旬ごろ。予算の関係上、変更する場合があります。

9. その他

✓	確認事項
	補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。ただし、補助事業に要する経費の20パーセント以内の減額変更については、この限りでない。
	補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。
	補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
	補助事業により取得した財産については、町長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
	町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付すること。
	補助事業については、補助金の交付日の属する月から2年間継続して当該補助事業を実施すること。
	補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
	以下のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、返還を命ずることがあります。 <ul style="list-style-type: none">・補助金の交付の条件その他の法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき・補助金の交付日の属する月から2年以内に事業を変更し、中止又は廃止したとき・補助金の交付日の属する月から2年以内に町外に移転したとき

10. Q&A

Q 創業支援補助金と空き店舗補助金の違いは。

A 以下の表を参考にしてください。

